

はじめに

【本研修会の目的】

平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」及び平成28年4月より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、国及び県教育委員会が推進しているインクルーシブ教育システムについて、各学校の特別支援教育の一層の充実に資するとともに、校長（教員）及び学校組織として必要とされる基本的な事項や推進の在り方についての理解を深めることを目的とします。

本日の日程

- 1 開会行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13:30～13:40
- 2 研修Ⅰ 障害者施策に関する国の動向・就学制度の改正について
・・・・・・・・・・・・・・・・13:40～14:20
- 3 研修Ⅱ インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮の提供に関するQ & A
・・・・・・・・・・・・・・・・14:20～15:20
- ＜ 休 憩 15:20～15:35 >
- 4 研修Ⅲ 特別支援教育の推進と管理職の重要性・・・・・・・・15:35～16:25
- 5 閉会行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16:25～16:30



千葉県には、平成18年に、全国に先駆けて制定した「県障害者条例」があります。

障害者に対する差別などを禁じた、全国初の条例です。

正式には、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者条例）」と言います。

是非、この機会に、ご確認ください。